

## 「水質基準(50 項目)の測定方法」の一部改正、並びに、「水質管理目標設定項目(27 項目)」、「要検討項目(40 項目)」等について

〔はじめに〕

水道水は、国民の日常生活にとって不可欠な物質で、その安全性の確保は、最大の課題とされており、昭和33年に水道法に基づく「水質基準」が制定されて以来、その時々科学的知見に基づいて逐次改正が行われてきましたが、平成15年に大幅な改正(平成16年4月1日施行)があり、「新水質基準」の項目数は50項目に増えましたが(1)。また、これに併せて、水道水質管理上留意すべき項目として、「水質管理設定項目(27項目)及び目標値」が設定され、今後さらに情報を収集すべき「要検討項目(40項目)」も示されました。

本稿では、「新水質基準」の測定方法の一部が改正されたのを機会に、その内容の調査手順についてお知らせするのに併せて、「水道水質の管理体系」及び「水質監視の実施方針」等についてご紹介することにいたしました。

### 1. 「水質基準の測定方法」の一部改正

平成15年5月30日付厚生労働省令第101号(「新基準省令」という)で、「水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)」が廃止され、新たに、「水質基準(50項目とその基準値)(1)」が規定されました。これを受けて、同年7月22日付厚生労働省告示第261号(「検査方法告示」という)にて、各項目についての測定方法(1)が規定されております(残留塩素関係については、同年9月29日付同省告示第318号(2)による)が、このたび、平成17年3月30日付同省告示第125号(3)にて、当該測定方法についての大幅な改正がありました。

- (1) ムラタクォータリー No.64 P4~6
- (2) ムラタクォータリー No.64 P12 #24
- (3) ムラタクォータリー No.70 P8 #29

今回の改正は、「検査方法告示」の別表1から別表48までの測定方法のうち、本稿表1に示す6測定方法以外の42の測定方法について、何らかの改正がなされております。その内容は、一部の字句の改正、削除、追加並びに分類番号の変更等の簡単な改正や、条文の入れ替え等の大幅な改正が入り混じっております。

表1 改正個所のない測定方法(これ以外はどこか改正されています)

別表番号	測定方法(測定対象項目)
23	重量法(蒸発残留物)
32	連続自動測定機器によるガラス電極法(pH値)
34	官能法(臭気)
37	連続自動測定機器による透過光測定法(色度)
40	連続自動測定機器による透過光測定法(濁度)
47	流路型吸光光度法(陰イオン界面活性剤)

一般に、法令の改正に際しては、改正前の条文と官報の写しを照合して、改正個所を修正し、改正後の条文を作る作業が必要でしたが、最近では、関連省庁のホームページ(4)に掲載されるようになったので、それをダウンロードすれば、簡単に入手することができます(「測定方法」の場合は、改正後の条文をよく理解すれば充分です)。

(4) 今回の「水質基準の測定方法の改正」に関しては、<http://www.mhlw.go.jp/> をご覧下さい。

2. 「水質管理目標設定項目(27項目)」について

「新水質基準」の項目を定めるに当たっては、全国的にみれば検出率が低い項目であっても、地域、水源の種類、浄化方法により、人の健康の保護又は生活上の支障が生じるおそれのあるものについては、すべて「水道法第4条に基づく水質基準項目」としております。

このような考え方により、「水質基準項目」が定められましたので、水質検査に際しては、各水道事業者が、原水や浄水の水質の状況に応じて、合理的な範囲で、検査の回数を減らしたり又は省略したりすることができるように施行規則で規定されております。

これとは逆に、将来にわたり、水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、「水質基準に係わる検査」に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理の上に考慮していくべき項目として、「水質管理目標設定項目(27項目)(本稿表2)」が規定されました(各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知：平成15年10月10日付健発第1010004号別添1)。

これにより、従前の、「水道基準項目」、「快適水質項目」、「監視項目」(5)及び「ゴルフ場使用農薬に係る暫定水質目標」という水道水質管理の体系は廃され、「新水質基準項目(50項目)」及び「水質管理目標設定項目(27項目)」による新しい体系に基づいて、水道水質の管理を行うこととなりました。

(5)ムラタクォーターリー No.25 P1~3

表2 水質管理目標設定項目

項目	目標値	検査方法
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法、ICP-MS法
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法、固相抽出-ICP法
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/L以下(暫定)	フレイムレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
4 亜硝酸態窒素	0.05 mg/L以下(暫定)	イオンクロマトグラフ法
5 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
6 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
7 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
8 トルエン	0.2 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法
10 亜塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法
11 塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法
12 二酸化塩素	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法
13 ジクロロアセトニトリル	0.04 mg/L以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法
14 抱水クロラル	0.03 mg/L以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
16 残留塩素	1 mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法、電流法、吸光光度法、連続自動測定機器による吸光光度法、ポーラログラフ法
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上 100 mg/L以下	フレイム-原子吸光光度法、ICP法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
19 遊離炭素	20 mg/L以下	滴定法
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	滴定法
23 臭気強度(TON)	3以下	官能法
24 蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下	重量法
25 濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法
26 pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法

3. 「要検討項目(40項目)」等について

「水質基準項目(50項目)」及び「水質管理目標設定項目(27項目)」の他にも、毒性評価が定まらない、若しくは、浄水中の存在量が不明等の理由から、上記のいずれにも分類できない項目として、「要検討項目(40項目)(本稿表3)」が規定されました(各都道府県知事あて厚生労働省健康局水道課長通知：平成16年1月22日付健水発第0122002号表4)。

表3 要検討項目

番号	項目	目標値 (mg/L)
1	銀	-
2	バリウム	0.7
3	ビスマス	-
4	モリブデン	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17- エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル - エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-トルエンジアミン	-
14	2,6-トルエンジアミン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2 (暫定値)
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	クロロピクリン	-
40	キシレン	0.4

トリブチルスズオキサイドの目標値

正式名称：3-クロロ-4-ジクロロメチル-5-ヒドロキシ-2(5H)-フランオン

CAS No. : 77439-76-0、分子式：C<sub>5</sub>H<sub>3</sub>Cl<sub>3</sub>O<sub>3</sub>

備考：リグニンが塩素と反応して生成する。飲料水中では開環した状態で存在している。

なおこの他、原水の汚染の程度を表し、浄水処理の工程管理のために有用な項目として「工程管理項目(10項目)(本稿表4)」が定められ(同通知表3)、これらの各項目を参考に、各地域の実状に応じて「水質監視」を適宜実施し、情報の収集を図ることとされております。

表4 工程管理項目

番号	項目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量(BOD)
3	化学的酸素要求量(COD)
4	紫外線(UV)吸光度
5	浮遊物質(SS)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン(THM)生成能
10	生物

#### 4. 「消毒副生成物」について

以上、水道水の水質に関する、原水採取 - 浄水処理 - 給水の各段階でのチェック項目をご紹介いたしました。これらの項目の中で、特に、浄化処理過程で生成する「消毒副生成物(disinfection by-products; DBPs)」が、基準項目に10項目、水質管理目標設定項目に4項目、要検討項目に12項目と、以前に比べて大幅に増加している点が注目されます。

水道水の規制値(基準値及び目標値)は、主に動物実験から求められた耐容1日摂取量(tolerable daily intake; TDI)から、水道水経由の暴露割合を10%、1日に飲む水の量を2L、人の平均体重を50kgとして算出されますが、消毒副生成物は、特に水道水経由の暴露割合を20%としているとのことです。

規制強化された「消毒副生成物」に関する研究、検出事例、対策の現状と今後については、川元達彦氏(兵庫県立健康環境科学センター水質環境部)が、「ぶんせき 2005.8 P460」に紹介しておりますので、関心のある方はご覧になって下さい。

〔おわりに〕

「新水質基準」を中心に、我が国の「水道行政」についての展望をまとめました。多数の項目について、管理体制が厳しく敷かれていることに安心する反面、少し不安になったりもします。なんといっても、毎日飲んでいる「生命の水」のことですから。(本稿作成に当たり、日環協:小泉部長より、資料調達に関し多大のご協力を戴きましたことをご報告し、謝意に替えさせて戴きます)。

地球温暖化に対する意識の高まりとともに、私たちの身の回りにも省エネルギーをうたったものや、環境への負荷の小さい商品などが数多く見られるようになってきています。しかし、こうした商品が「どのようにつながってきたか」について考えたことがある人はあまりいないのではないのでしょうか。こうしたことから、商品輸送の際に、環境負荷の少ない鉄道を利用して商品や企業について広く知ってもらうためのマーク「エコレールマーク」が、国土交通省により定められました。

「エコレールマーク」は、トラックなどの自動車輸送よりも二酸化炭素排出量の少ない「鉄道」を積極的に利用している商品や企業について、このマークの表示を商品やカタログ等に認めることで、環境に配慮したその取組を広く知ってもらうためのマークです。例えば、手にしたお菓子やペットボトルなどにこのエコレールマークがつけられている場合、その商品は、「同種類の商品群の中で、%以上鉄道を利用してきます」といったように、その取組が分かるのです。

これまでの物流は「速く、安く」という私たちの要望が反映されてきました。しかし、「これからは、速く、やさしい」物流となるのが求められるのではないのでしょうか。エコレールマークは、私たち自身が、より環境の負荷が小さい商品を選ぶための手助けとなるのです。



地球にやさしい「エコレールマーク」  
「政府広報オンライン」より抜粋

## 環境法令等の動き < 抜粋 > ( H17.8.1 ~ H17.9.30 )

整理 番号	月日	区分・番号	名 称 ・ 内 容
7月には該当記事なし			
1	8.3	環境省告示 第83号	<p>農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部改正（農薬登録保留基準：法第3条第2項の規定により環境大臣が定める）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品衛生法」の改正（平成15年5月30日付法律第56号）により同法第11条（食品又は添加物の基準・規格の制定）に第3項（人の健康を損なうおそれのないものとして厚生労働大臣が定める物質及び量を規定）が追加されたことに基づく告示第2号イ（農作物汚染に関する基準）及び第2号ロ（土壌汚染に関する基準）の改正</li> <li>・告示第3号中の「予測濃度」を「水産物被害予測濃度」に改める</li> <li>・第4号として、新たに「水質汚濁予測濃度」に関する基準を規定（算出方法として備考4を追加）</li> <li>・別表中第2（容器内試験）を削除</li> </ul>
2	8.5	環境省告示 第84号	<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 当該2指定機関から廃止の届出があった</p>
3	8.10	官報資料版 (第4153号 付録)	<p>平成17年版 環境白書のあらまし 平成17年版環境白書（平成16年度環境の状況）が6月17日に閣議決定の後、国会に報告、公表されました 第1部における総説のあらましは、以下のとおりです 総説 脱温暖化 「人」と「しくみ」づくりで築く新時代</p> <p>第1章 京都議定書で地球の未来を拓く</p> <p>第1節 京都議定書が動き出した</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 京都議定書が発効した</li> <li>2. 京都議定書発効の意味</li> </ol> <p>第2節 温暖化が何をもたらすのか</p> <p>第3節 京都議定書の問いかけ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条約の究極の目的に向けて</li> <li>2. 京都議定書の先へ</li> </ol> <p>第1表 地球温暖化に伴う様々な影響の予測</p> <p>第2表 EU各国の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 次の枠組みの姿は</li> <li>4. 脱温暖化社会に挑戦する日本</li> </ol> <p>第2章 社会に広がる環境の国づくり</p> <p>第1節 新時代を築く環境の国づくり</p> <p>第2節 家庭から創る</p> <p>第3節 学校から創る</p> <p>第4節 企業から創る</p> <p>第5節 市民団体から創る</p> <p>第6節 地域から創る</p> <p>第3章 新時代を築く「人」と「しくみ」づくり～そして「環」づくりへ</p> <p>第1節 新時代を築く人づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境配慮の行動ができる人づくり 「もったいない」の心を育む</li> <li>2. 人づくりの基礎</li> </ol> <p>第2節 新時代を築くしくみづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい時代を築くための環境政策</li> <li>2. 「しくみ」としての日本の環境政策</li> <li>3. 国と地方が連携した環境行政のあり方</li> </ol> <p>第3節 社会をつなぐ環づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基盤としての環境情報</li> <li>2. 環境パートナーシップ</li> </ol> <p>むすび 新環境基本計画から環境の国づくりへ</p>

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
4	8.12	条約第 11 号 (外務省)	<p>石綿の使用における安全に関する条約</p> <p>この条約は、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険を防止及び管理並びにこの危険からの労働者の保護のために必要な措置を定めたものである（その概要の抜粋を示す）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 条 適用範囲</li> <li>・第 2 条 定義</li> <li>・第 3 条 国内法令の制定</li> <li>・第 5 条 国内法令の執行</li> <li>・第 6 条 使用者の責任</li> <li>・第 7 条 労働者が従うべき手続</li> <li>・第 9 条 石綿への曝露の防止又は管理措置</li> <li>・第 10 条 石綿の代替化の促進又は使用禁止</li> <li>・第 12 条 石綿の吹付け作業の禁止</li> <li>・第 13 条 権限のある当局に対する作業の通報</li> <li>・第 15 条 曝露限界又は曝露の基準の設定</li> <li>・第 16 条 使用者による保護措置及び防止措置の確立及び実施</li> <li>・第 17 条 石綿含有設備等の取壊し作業及び石綿除去作業の際にとるべき措置</li> <li>・第 19 条 一般環境への配慮</li> <li>・第 20 条 作業場の粉じん濃度の測定及び労働者の石綿への曝露の監視</li> <li>・第 21 条 労働者の健康状態の把握</li> <li>・第 22 条 情報及び教育</li> </ul>
5	8.12	外務省告示 第 775 号	<p>石綿の使用における安全に関する条約の日本国による批准に関する件</p> <p>日本国政府は同条約に関する批准書を平成 17 年 8 月 11 日に国際労働事務局に寄託し登録された。従って同日より日本国について効力を生ずる</p>
6	8.15	政令・第 277 号 (環境省)	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設として、 担体付き触媒の製造の用に供する施設 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 フロン類の破壊の用に供する施設 を追加する</li> <li>2. 1 に関連する施行令の改正</li> <li>3. 施行期日：平成 17 年 9 月 1 日</li> </ol>
7	8.15	環境省告示 第 15 号	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 条を第 1 条の 2 とし、新たに、 第 1 条（フロン類の破壊方法） 廃棄物混焼法 液中燃焼法 過熱蒸気反応法 を加える</li> <li>・施行期日：平成 17 年 9 月 1 日</li> </ul>
8	8.29	経済産業省告示 第 222 号	<p>ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定計量証明事業（ダイオキシン類の分析）の工程の一部を外注する場合に必要な社内規格として、 イ．外注先が認定特定計量証明事業者である場合にあっては、その認定の有効性の確認及びその根拠に関する記録の作成に関する事項（年 1 回以上） を追加した</li> <li>・その他字句の改正等</li> </ul>

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
9	8.30	国土交通省令第 87 号	景観法施行規則の一部改正 収用委員会に対する裁決申請書の様式（則第 25 条）並びに添付書類：図面（第 26 条）の条文中の「令第 19 条」を「令第 18 条」に改める
10	8.31	官報資料版 第 2431 号（官報 第 4168 号付録）	平成 17 年版循環型社会白書のあらまし 序章 循環型社会の構築に向けた、ごみの 3R の推進 「もったいない」を地域に、そして世界に 第 1 節 我が国のごみをめぐる状況 第 2 節 3R の推進に向けた取組の現状と課題 第 3 節 3R の推進に向けた国際的な動向 第 1 章 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の状況 第 1 節 我が国の物質フロー 第 2 節 一般廃棄物（し尿） 第 3 節 産業廃棄物 第 4 節 廃棄物関連情報 第 2 章 循環型社会の形成に向けた国の取組 第 1 節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行状況 第 2 節 循環型社会を形成する基盤整備 第 3 節 循環型社会の形成と地球環境問題 第 3 章 循環型社会の形成に向けた各主体の取組 第 1 節 国民、民間団体等の取組事例 第 2 節 産業界の取組事例
11	9.9	環境省告示 第 91 号	海洋汚染防止法に関する法律第 9 条の 6 第 2 項の届出に係る未査定液体物質の件 当該法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)の別表第 1 第 1 号イに携げる物質のいずれのものとも同程度には有害でない物質として次の物質を査定した マルチトールシロップ 還元澱粉加水分解物
12	9.13	環境省令 第 17 号	廃掃法施行規則等の一部改正 平成 17 年 5 月 18 日付法律第 42 号で、廃棄物の収集、運搬、処分を行う業者に対する欠格要件が厳しくなったことに基づく、当該施行規則の改正
13	9.14	環境省告示 第 92 号	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法を定める件 廃棄物の焼却炉のうち、焼却能力が 2000 kg/h 未満の施設からの排出ガスの場合に、JIS K 0311 以外に採用してよい測定方法について具体的に規定した 第 1 ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法 前処理：硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラム 測定：ダイオキシン類応答性組替え細胞 H1L6.1c2 <sup>1</sup> を用いたレポーター遺伝子アッセイを利用 前処理：と同じ 測定：ダイオキシン類応答性組替え細胞 101L <sup>2</sup> を用いたレポーター遺伝子アッセイを利用 前処理：多層カラム 測定：ダイオキシン類応答性組替え細胞 HeB5 <sup>3</sup> を用いたレポーター遺伝子アッセイを利用 第 2 ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 前処理：多層シリカゲルカラム及びカーボンカラム 測定：抗ダイオキシン類モノクローナル抗体 <sup>4</sup> と検量線作成用標準品及びプレート固相抗原 <sup>5</sup> を用いた抗原固相化-酵素免疫反応を利用 1,2,3,4,5 夫々についての規定あり

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
14	9.20	環境省令第18号	環境省組織規則の一部改正 平成17年4月27日付法律第33号により環境省の地方支分部局として「地方環境事務所」が設置されたことに基づく環境省の組織の改正
15	9.20	環境省令第19号	地方環境事務所組織規則 地方環境事務所の組織並びに所掌事務等を規定
16	9.20	環境省令第20～27号	何れも、地方環境事務所への環境大臣の権限の委任について規定
17	9.22	環境省令第28号	廃棄物の海洋投入処分の許可等に関する省令 ・廃棄物海洋投入処分の許可の申請、変更、その他留意事項 ・海洋施設の廃棄の許可の申請、変更、その他留意事項
18	9.22	環境省告示第96号	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件 第1 趣旨 第2 用語の定義：赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等、一般水底土砂 第3 許可申請書の記載に当たっての留意事項 第4 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項 第5 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する留意事項 第6 その他の留意事項 ・各廃棄物ごとに調査すべき事項が詳しく規定されている
19	9.26	環境省令第29号	環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正 ・第1条の次に 第1条の2（放流水の水質の技術上の基準） 浄化槽からの放流水のBODが20mgO/L以下であること及び{(流入水のBOD) - (放流水のBOD)} / (流入水のBOD) < 0.9であること ・第4条の次に 第4条の2（設置後等の水質検査の報告） ・第9条の次に 第9条の2（定期検査の報告） 第9条の3（廃止の届出） を追加する
20	9.27	厚生労働省告示第434号	労安法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 202種類（通し番号12977～13178）の新規化学物質について有害性の調査結果の届出があった
21	9.29	農林水産省・環境省令第5号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部改正 本則に 第36条（権限の委任） 当該法及び省令に規定する主務大臣の権限の一部を地方支分部局長に委任する
22	9.30	政令第310号（環境省）	廃掃法施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正 1. 廃掃法施行令の一部改正関係 ・欠格要件制度の厳格化に伴い、所要の規定の整備を行うこととした ・都道府県知事の権限に属する事務の一部を指定都市の長等が行うこととした 2. PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正関係 ・指定都市の長等が行うこととした



## 『たまには晴耕雨読』（「続・解体新書」改め）No.47

女房殿の両親が在住している三重県には、盆暮れ正月と年に数回は訪れる機会がある。伊勢湾岸自動車道で長良川付近の高架橋を渡る時、正面に見えている山なみが鈴鹿山地だといことは知っていたが、なにぶん参勤交代の御身分で登山に出かけることはままならず、いまだに未知の山域であることには違いない。ところが、今回は「いってらっしゃい」のお言葉をいただき、急きょ日帰りハイクを行うことにあいなったが、地図もなければ、装備もない。インターネットで地図を目に焼き付かせて（実家にはプリンターがない）、コンビニで水と食料を仕込み、いざ登山口。

鈴鹿山地は、三重県と滋賀県の境をなし、有名な御在所岳を含む「鈴鹿セブンマウンテン」など1000m前後の山地で、丹沢山地と同程度といったところか。今回は、山地のほぼ南端に位置する「鎌が岳」をターゲットとし、山域のイメージをつかむことを目的とした。高さは丹沢とほぼ同じでも、植生や地形は全く違うようで、地図も持たず、しかも単独で未知の領域を歩く楽しさにワクワクする。クサリ場の連続するザレた（粗い砂地の）急斜面を登り切ったところが山頂で、真っ黒に日焼けした老齢の先客が1名。みるからに常連らしく、見えている山々の名前を訪ねてみると、「あれが、御在所。その左が雨乞山。」と、雲の間からセブンマウンテンのいくつかは見渡せる。先客の御仁はポットのお茶をすすりながら、こちらがよそものであることを察知し「初めてか？どこから登ってきた？」と問う。「"たけひら"峠から。」と方向を指差しながら答え、「それは"ぶへい"峠（武平峠）というんだよ」と諭し、こちらが、あまりにも無知なのを見かねてか、鈴鹿山地の概略を教えてくれた。実は「セブンマウンテン」のことを知ったのもこの時で、しばし鈴鹿のいろはを伝授される。先ほどの武平峠が、大石内蔵助が播州赤穂から江戸に下る時に通過した所縁があることなど、興味は尽きない。

さて、鎌が岳山頂に小さな石碑があった。そんなに古くはなさそうだが、なにやら漢字ばかりで、「美哉 冠峰 長悠悠 千嗟千春萬冬 我其息兮此峰 伊藤冠峰」とある。どうやら伊藤冠峰は人名らしい。鈴鹿山地に俄然興味が湧いてきているので、この石碑にもなにやら魅力が隠されているような予感がする。早速下山後に調べてみると、伊藤冠峰は、享保2年（1717年）、地元の伊勢国菟野城下東町の絹物商清水笹右衛門の次男として生まれ、医学を修めた後、美濃の国（今の名古屋）で医業のかたわら教育と漢詩に精をそそいだ偉人であることがわかった。しかし、インターネットで調べた限りでは、この石碑に書いてある言葉は見つかったものの、その意味まではたどりつけない。なにかヒントはないかと、さらにネットを調べていくと、伊藤冠峰は、多年の稿を「緑竹園詩集」という書物にまとめていることがわかり、今度は図書館で調べてみることに。さすがに、「緑竹園詩集」は蔵書にはなかったが、冠峰先生没後二百年記念事業顕彰会というところが、関連資料を出版しており、借出して調べてみる。また、書店で鈴鹿山地の山岳ガイドブックを立ち読みしてみると、鎌が岳の別名が「冠が岳」だということが判明。

資料によると、伊藤冠峰は、自分と同名の冠が岳を好み、詩集にもよく詠んでいる。様々な詩が記載されていたが、「冠峰歌」という詩の最後のところに、石碑と同じ記述があった。資料には「レ」や「一、二」のような返り点がふってあり、女房殿の協力も得て、なんとか読むことに成功。

解読すると、「美しきかな、冠峰（鎌が岳）。とこしえに悠々たり。千嗟（この時点では依然として不明）、いついつまでも（千春萬冬）、私はこの峰とともに生きよう。」といった具合か。まあ、だいたい、分かった。さて、一つ残った「千嗟」の意味がわからん。これはきっと日本語ではあるまいということから、中国育ちの女性に聞いてみると、千嗟の意味は「ああ...」とか「おお...」とかいう意味らしい。これで全て解読と思ったとたん、その女性は、石碑のメモを見ながら、ちゃんと意味を教えてくれるではないか。な～んだ最初から聞けばよかった。（石）

## 中国火車で旅する

中国では鉄道列車を「火車」と呼ぶ。日本にも SL 時代から「汽車」という呼び名があるが、中国の「汽車」はバスもしくは自動車のことだ。これは中国旅行ビギナーが混乱する「紛らわしい単語」の筆頭として有名である。

さて少し前の話になるが、個人旅行で「火車」に乗る機会があった。果たして、大陸の長距離列車とはどんなものなのか。春まだ浅い3月、雲南旅行の締めには昆明から陝西省の西安まで、35時間、1942kmの列車旅に単独で挑んでみた。

個人旅行は切符の手配から始まる。中国では始発駅で数日前から切符が売り出されるが、駅の窓口は混雑し、難易度が高いと聞いていたので最初から旅行代理店に出かけた（但し手数料がかかる）。アパートの一室にある小さな店を訊ね、店番をしていた十代くらいの若い服務員に筆談で切符を頼むと、少年はあちこち電話をかけた末、30分かけて目的の切符を手配してくれた。オンラインが未整備で大変なのかと思ったが、渡された切符は日本と同じようなコンピュータ発券。文明の新旧が入り混じったシーンに、今のアジア各国では当たり前のように遭遇する。

乗車当日。夕闇迫る昆明駅ホームに降り立つと、20両もの客車を連ねた K166 次 西安ゆき列車が雨に濡れたホームに横たわっていた。切符は空調快速の硬臥中鋪で、日本式に言えば急行 B 寝台中段の冷房車。三段ベッドに仕切りのカーテンはなく、空間の高さは私の座高以下。覚悟はしていたが、まさに寝るだけの棚だ。周りは中国人民で満員で、私のようなヨソ者など一人も見かけなかった。外国人旅行者はグレードの高い個室寝台に乗っているのかもしれない。

各車両には列車員と呼ばれる世話係がいて、停車駅でドアの開閉や検札、車内の掃除などをしてくれる。驚くことに交代無しの35時間連続勤務らしい。走行中は比較的暇があるとしてもかなりきつそうだ。我が14号車の列車員はお喋り好きで愛想が良く、暇を見つけては乗客の席に座り込んで世間話をする。私が「日本から来た」と言うと、彼は素早く二人の女性（乗客）を連れてきた。なんと彼女らは日本語学専攻の大学生。思わぬ「通訳」の登場で、暇な旅路がたちまちお喋り会になってしまった瞬間であった。

さて、食事が旅の楽しみなのは列車も同じ。食堂車で食べるのも良いが、食事時になるとここで作った料理を持って車内販売がやってくる。大きな停車駅ではホームに屋台が出ており、暖かいご飯に野菜炒めや麻婆豆腐などを乗せて売ってくれた。作り置き駅弁というものはなく、習慣の違いを感じる。もっとも車内の人気メニューは持ち込みのカップ麺（車内販売もある）と淹れたてのお茶で、熱いお湯はデッキの給湯器からいつでも無料で手に入るようになっていた。

食べれば出るのが人の常。中国の公共厕所（トイレ）は扉が無いと話題になるけれど、列車のそれには鍵付きの引き戸があるので安心だ。しかし便器の洗浄水が旅路半ばにして出なくなってしまったのには参った。故障ではなく、根本的にタンクの水量が足りないようだ。（その後のトイレ環境については読者のご想像にお任せします）。

列車は四川省の菜の花畑を快調に飛ばし、山に分け入って二回目の夕暮れを迎える。この頃になると体が列車のリズムに適応してくるようだ。筆談を交えたお喋りに疲れて眠りに落ちると、ほどなくして列車員に起こされた。外はまだ暗いが、まもなく終点西安だと言う。

二晩の友と別れ、ザックを背負って未明のホームに降り立つ。肌寒い空気を深呼吸すると不思議な充実感があった。二千人の大群衆は喧騒とともに地下道を潜り抜け、未明の街に向けて歩き出していた。（今村）



駄作三昧（その4）

三回つづけて、昔の駄作をご紹介しましたので、今回は比較的最近のものを・・・。

私は、「金子みすず」の詩が好きです。正直に言って、新聞などに載っている「詩人」の「詩」は、よく判りません。その点「金子みすず」の詩は、やさしくてよく判ります（彼女の写真が、私の母の面影によく似ているせいかもしれません）。

今回の「駄作」は、数年前に作ったものですが、その後、彼女の「お魚」や「大漁」を読んで、大変嬉しく思いました。今回は、一寸「比較文学」の分野にお立寄り下さい。（藤井）

<p>（金子みすず童謡集 わたしと小鳥とすずと）</p>	<p>お魚 海の魚はかわいそう。</p>	<p>お米は人につくられる、 牛はまき場でかわれてる、 こいもお池でふをもらう。</p>	<p>けれども海のお魚は なんにも世話にならないし いたずら一つしないのに こうして私に食べられる。</p>	<p>ほんとに魚はかわいそう。</p>	<p>大漁 朝やけ小やけだ 大漁だ 大ばいわしの 大漁だ。</p>	<p>はまは祭りの ようだけど 海のなかでは 何万の いわしのとむらい するだるう。</p>
----------------------------------	--------------------------	--	--	---------------------	---	--

私は、夜寝る前に少し飲むことにしています。その時の「お相手」の中に、「小さなお魚たち」がいてくれるのです。というわけで、今回の「駄作」には、少しアルコールの匂いがしていることをお許し下さい。

小さなお魚たちに捧げるレクイエム

小さな小さなお魚です  
眼があって エラがあって  
そして 背骨もおなかも見えます  
口に入れると ほろ苦くて  
とろとろと とろけて  
おいしい小さなお魚たちです

広い海の 誰も知らないどこかで  
「わっ」と一度に生れてきた  
小さな小さなもっと小さなお魚たちが  
群れて 泳いで 大きくなって  
やっと「子供」になったのに  
みんな一緒に掬われました  
そして  
きれいな砂浜で  
思いもかけなかったような  
熱い熱いお湯で茹でられて・・・  
ああ 今 私の眼の前にいるのです

とげ抜き地蔵からの帰りみち  
家内から少し遅れて歩きながら  
私は 君たちを見たのです  
小さな小さな眼と背骨とおなかがあって  
やわらかな優しさが  
私をじっと見つめていました

ほんと・・・「おいしそう」

小さな小さなお魚が  
折角生れた生命を犠牲にして  
私の眼の前にいます  
私はその命を  
食べたいな と思いました  
そして 私は買いました  
一袋 500 円  
少し離れかけて また戻ってもう一袋  
こんなにおいしそうなのは 滅多にない

ほんとにおいしいのです  
口の中で とろとろととろけて  
ほろ苦くて  
小さな小さなほんとに小さなお魚の命が  
私の口の中で  
ほろほろと とろけて  
ほんとに おいしいのです

そしてその ほろ苦さの中に  
私はお前たちの  
生命の「証」をみるのです

ありがとう 小さなお魚たちよ

## <パズル&クイズ>

〔前回の解答〕

( )の中が正解です

- 昆虫が触覚(角)を動かす : 「触覚」は、外の物に触れることによっておこる感覚。昆虫の頭にあるのは、「触角」。
- 抱擁(包容)力の大きい人 : 「抱擁」は、抱きかかえること。「包容力」は、こだわらずに誰でも包み入れることで、人間的なスケールの大きさをいう。抱きしめる力ではない。
- 時機(宜)にかなった計画 : 「時宜(じぎ)にかなう」は、時が丁度よいことをいう。
- 多くの人材を排(輩)出した : 「輩」は、列をなして並ぶことで、すぐれた人物が次々に世に出ることをいう。「排出」では、人材に失礼にあたる。
- 道徳心が欠除(如)している : 「欠如」は非常に間違われやすい字の一つ。欠けていて足りないことをいう。「欠除」は普通は使われていない。
- 体力の局(極)限に挑戦する : 「極限」は、物事の限度ぎりぎりのこと。「局限」は、範囲を一定の部分に限ること。
- 主(首)席で大学を卒業した : 「首席」は、一番の人の意味。「主席」は、国を代表する一位の人。
- いくら話しても並(平)行線だ : 「平行線」は二つの直線が交わらないこと。「並行線」は、鉄道の並行線のように並んで進行する線。議論がかみあわないのは「並行線」。
- 祖国防衛の死(使)命を果たす : 「死命」は、死ぬか生きるかの大事なところ。この場合の「使命」は、与えられた任務。
- 義務教育の過(課)程を修了する : 「課程」は、ある期間に割り当てられた学業や仕事。「過程」は、物事の経過するみちすじ、プロセスのこと。
- 千載一遇の好機に再(際)会  
する : 「再会」は、再び会うこと。「際会」は、たまたまめぐりあうこと。
- 原子力発電所事故の被爆(曝)  
者 : 「被曝」は、放射能に曝(さら)されること。「被爆」は、爆撃を受けること。

〔今回の問題〕

次の文章の中の間違いを直して下さい。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 真疑を確かめる  | 係類が多い     |
| 処生術がうまい  | 貧しい人に寄捨する |
| 入会を観誘する  | 散を乱して逃げる  |
| 常気を逸する   | 無気になって怒る  |
| 具態的に説明する | 性を出して働く   |
| 仕末におえない  | 要求を完徹しよう  |

〔編集後記〕

台風と地震。今年も昨年と同じような災害が、地球上を荒らしまくっています。それに加えて「テロ」。せめてこれだけは、人間の考え方一つで終わりにすることができるのに、とつくづく思います。それにしても、通りすがりに事件に巻き込まれた人々の無念さは、思うに余りあるものがあります。その人達の悲しみが凝り集って、この行き詰まりの世の中を、なんとか打開してくれないものでしょうか。

さて、クォーターリーの編集方針を少し変更してから、丁度1年が経ちました。3人の方からエッセイを戴き、それと私の「駄作」を載せておりますが、その他の方々にも、どしどしご応募下さいますようお願いいたします。

まず手始めに、来年に因んで戌年生れの方々に、「我が輩は戌(いぬ)である」など、新春の抱負を書いて戴けたらと思っております。また、犬を飼っているの方々には、「愛犬談議」をお聞かせ願えませんでしょうか。期待しています。(再生紙を使用しています)